

屋内は原則禁煙です!!

～「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」～

2020年4月から、「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行により、喫煙目的施設を除く全ての施設において、原則屋内禁煙、基準を満たした喫煙室のみで喫煙可能となっています。また、喫煙室を設置した場合は、標識掲示が必要で、20歳未満の方は立入禁止です。

規制対象となる施設

第一種施設	学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など	敷地内禁煙
第二種施設(※)	第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設	原則屋内禁煙
喫煙目的施設	たばこの対面販売をしているなどの一定の条件を満たしたバーやスナック、たばこ販売店、公衆喫煙所	喫煙可

※第二種施設について

■ 対象

第一種施設及び喫煙目的施設以外で2人以上が利用する施設（例：体育館、劇場、集会場、展示場、百貨店、事務所、娯楽施設等）

■ 規制内容

- 喫煙室を設置する場合は、「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」の要件(*)を満たさなければなりません。
- 屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所を作る場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置するよう配慮しなければなりません。

* 「喫煙専用室」「指定たばこ専用喫煙室」の要件等については、下記ホームページを参照

受動喫煙防止対策や、

改正法・条例に関するお問い合わせは下記の番号まで

もくもくゼロ
0570-069690

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始除く）9時から17時45分まで
相談料無料（別途通話料がかかります）

詳細は、東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」をご覧ください。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/>

東京都受動喫煙防止条例



多摩立川保健所
たばこ対策キャラクター
「禁煙さんちゃん」

【この記事に関する問合せ先】企画調整課 企画調整担当

2021年11月発行 登録番号(3)3

編集・発行 東京都多摩立川保健所 企画調整課 企画調整担当
東京都立川市柴崎町2-21-19 ☎042-524-5171(代表)

印刷 システム印刷株式会社
東京都日野市高幡1012-13

東京都



リサイクル適性®

この印刷物は、印刷物の端にリサイクルマークがあります。
また、石版系印刷を主なインクを使用しています。